軽自動車税(種別割) 税額一覧表

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

<u> </u>					
車 種	年税額				
原動機付自転車	第一種 一般原付(50cc又は0.6kW以下)	2,000円			
	第一種 特定原付(0.6kW以下)	2,000円			
	第二種 乙(90cc又は0.8kW以下)	2,000円			
	第二種 甲(125cc又は1.0kW以下)	2,400円			
	ミニカー	3,700円			
雪上車(スノーモービル等)	3,600円				
軽二輪(125cc超~250cc以下)	3,600円				
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円			
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円			
	その他(フォークリフト等)	5,900円			

●三輪以上の軽自動車

—								
車 種		年税額						
		旧税率	新税率	重課税率*				
		H27.3.31までに初回 検査を受けた車両	H27.4.1以降に初回 検査を受けた車両	初回検査から13年を 経過した車両				
三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円				
四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円			
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円			
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円			
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円			

*重課税率について

グリーン化(環境への負荷の低減をはかるための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両は、平成28年度分から、新税率に概ね20%の税率を上乗せした税率が課せられる制度が導入されています。

◎グリーン化特例:軽課税率 (特例適用は初年度に限る)

下記の排出ガス基準及び燃費基準を達成したものについては、初年度のみ税額が軽減されます。 特例が適用される年度は、75%軽減・50%軽減は令和8年度まで、25%軽減は令和7年度までです。

1 1/1/2 XEZ/11(100 10 10 1	//% 00 / 0 + I / M / O / D / I / I O		<u> </u>
		年税額			
			電気自動車等	令和12年度燃費基	令和12年度燃費基
				準+90%達成かつ	準+70%達成かつ
車種		令和2年度燃費基準		令和2年度燃費基準	
		達成車(※1)		達成車(※1)	
		新税率の	新税率の	新税率の	
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
三輪(660cc以下)		1,000円	2,000円(※2)	3,000円(※2)	
四輪以上 (660cc以下)	乗用 以上	自家用	2,700円	-	_
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円		_
		営業用	1,000円	_	_

※1…ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★(平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車)に限る。

※2…営業用車に限る。